

福島町政務調査費の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、この条例に基づく政務調査費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、もって議会の活性化及び地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、福島町議会議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費)

第3条 政務調査費は、月額5,000円（年額60,000円）を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(交付申請)

第4条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに別に定める様式により政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 年度の途中において、補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。

3 前2項の提出に当たっては、議長を経由して行うものとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による交付申請に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

2 前項の通知に当たっては、前条第3項の規定を準用するものとする。

(交付請求及び交付方法)

第6条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の10日（その日が町の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定める様式によ

り政務調査費を町長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 年度の途中において、補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を当該当選議員に対し交付する。
- 4 議員は、年度の途中において、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

（使途基準）

第7条 議員は、政務調査費を別表に定める使途基準に従い使用しなければならない。

2 前項の規定に関わらず議員は、次に掲げる経費に政務調査費を使用してはならない。

- (1) 政党活動に要する経費又は政党が主催する事業もしくはこれに参加するための経費
- (2) 選挙活動のための経費
- (3) 供応接待のための酒食、その他これに類するものための経費
- (4) 慶弔、見舞金等の交際のための経費
- (5) 町民への配布を目的とした広報誌等の発行又は配布のための経費
- (6) 備品を購入するための経費
- (7) 個人的な使途に充てるための経費
- (8) その他、政務調査費の使途にふさわしくないものの経費

（収支報告書）

第8条 議員は、その年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、様式第1号により次に掲げる書類を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) 領収書（領収証）
- (2) その他、町長が必要と認める書類

2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、様式第1号により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議長は、前2項の規定による提出された収支報告書の写しを様式第2号により町長に送付しなければならない。

(調査報告書)

第9条 議員は、その年度の政務調査費に係る研修・視察・調査・研究等に関する事項を行った場合は、その結果を様式第3号により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、議員の収支報告書及び調査報告書等を広報やICT情報として町民に公開しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

別表（第7条関係）

使 途 基 準

項 目	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、交通費、資料印刷費等)
資 料 作 成 費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資 料 購 入 費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞購読料等)
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品、通信費等)

様式第1号（第8条第1項・2項関係）

年 月 日
<p>福島町議会議長 様</p> <p style="text-align: right;">福島町議会議員 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度政務調査費に係る収支報告について</p> <p style="text-align: center;">福島町政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。</p>

別紙（様式第1号関係）

〇〇年度政務調査費収支報告書					
議員名					
1. 収入	政務調査費	円			
2. 支出	(単位：円)				
	科 目	総 額	交付額	自己負担額	備考
	調査研究費				
	研 修 費				
	会 議 費				
	資料作成費				
	資料購入費				
	事 務 費				
	合 計				
3. 残 額	円				

- 注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
2 政務調査費の科目ごとに様式第3号を1葉として提出のこと。

様式第2号（第8条第3項関係）

		年 月 日
福島町長	様	
		福島町議会議長 ⑩
政務調査費収支報告書（写）の送付について		
福島町政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり〇〇年度政務調査費収支報告書を提出します。		

様式第3号（第9条第1項関係）

政務調査費調査等報告書

1. 事業名

2. 事業内容

3. 成果

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。